

## 同族会社の留保金額に対する税額の計算等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

## 前期末の自己資本比率の計算

## 御注意

1 適用を受ける場合に

2 族会社以外の同族会社には、

3 横には、「1」

4 「1」欄がマイナスであるときは、

5 「1」欄の各欄を記載する場合は、

6 「1」欄に記載せずに、

7 「1」欄で切り捨てた金額を記載します。

8 「1」欄にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。

9 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

10 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

11 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

12 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

13 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

14 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

15 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

16 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

17 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

18 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

19 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

20 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

21 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

22 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

23 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

24 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

25 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

26 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

27 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

28 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

29 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

30 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

31 「1」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額を記載します。

前 期 末 の 総 資 産 の 額	1	円	前 期 末 の 自 己 資 本 の 額 (2)+(前期末資本積立金額等)+(前期末利益積立金額等) +(前期末同族株主借入金等の額)	3	円
前 期 末 の 資 本 の 金 額 又 は 出 資 金 額	2		前 期 末 の 自 己 資 本 比 率 (3) (1)	4	

## 課 稅 留 保 金 額 の 計 算

当 期 留 保 金 額 の 計 算	留 保 所 得 金 額 (別表四「38の②」)	5	所 得 金 額 総 計 (別表四「30の①」)	17	円
	法 人 税 額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「44」)	6	受取配当等の益金不算入額 (別表八「12」又は「24」から令第139条の8の配当等の額に係る金額を除いた金額)	18	
	住 民 税 額 の 計 算 <small>住民税額の計算の基礎となる法人税額(別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」-別表六(一)「23の計」-別表六(八)「9」-別表六(九)「9」-別表六(十)「28」-別表六(十一)「27」-別表六(十二)「20」-別表六(十三)「28」-別表六(十四)「30」-別表六(十五)「9」)</small>	7	法 人 税 の 還 付 金 等 (過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)(別表四「16」及び益金算入附帯税(利子税を除く。)の受取額)	19	
	住 民 税 額 (7)×20.7%	8	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(二)「42」)	20	
	当 期 留 保 金 額 (5)-(6)-(8)	9	沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「12」)	21	
	期 末 資 本 の 金 額 又 は 出 資 金 額	10	収用等の場合等の所得の特別控除額(別表十(五)「18」、「33」、「38」及び「43」)	22	
	同 上 の 25 % 相 当 額	11	肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(六)「22」)	23	
	期 首 利 涝 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)	12	特 定 子 会 社 の 子 会 社 株 式 等 の 講 渡 利 益 相 当 額 の 損 金 算 入 額	24	
	適 格 合 併 等 に よ り 増 加 し た 利 涝 積 立 金 額	13	課 稅 留 保 金 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二)「32」)	25	
	適 格 分 割 型 分 割 等 に よ り 減 少 し た 利 涝 積 立 金 額	14	課 税 対 象 留 保 金 額 の 益 金 算 入 額 (別表十七(二)「40」)	26	
積 立 金 基 準 額 の 計 算	期 中 増 減	所 得 等 の 金 額 (17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)-(26)	27		
		所 得 基 準 額 (27)×35%	28		
		定 額 基 準 額 1,500万円× $\frac{1}{12}$	29		
		留 保 控 除 額 (16)、(28)と(29)のうち多い金額)	30		
	積 立 金 基 準 額 (11)-(15)	16	課 税 留 保 金 額 (9)-(30)	31	0 0 0

## 留 保 金 額 に 対 す る 税 額 の 計 算

課 税 留 保 金 額	税 額		
年3,000万円相当額以下の金額 (31)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$ )のい ずれか少ない金額)	32	円 0 0 0	(32) の 10 % 相 当 額 36
年3,000万円相当額を超える年1億円相 当額以下の金額((31)-(32))又は(1億円 × $\frac{1}{12}$ -(32))のいづれか少ない金額)	33	0 0 0	(33) の 15 % 相 当 額 37
年1億円相当額を超える金額 (31)-(32)-(33)	34	0 0 0	(34) の 20 % 相 当 額 38
計 (31) (32)+(33)+(34)	35	0 0 0	計 (36)+(37)+(38) 39